相続税課税類型の転換に関する研究

金 完 石* **高 正 臣**(訳)

. 序 論

個人の死亡に起因した相続もしくは生存者間の贈与により,個人間の財産の無償移転が行われる。財産の無償移転に対しては,国家により違いがあるが,大旨,相続税と贈与税を賦課している。すなわち,自然人の死亡に起因した相続により取得した財産に対しては,相続税を,生存者間の贈与により取得した財産に対しては,贈与税を課税している。

無償で移転される財産に対する課税方法は、無償移転者(transferor)を基準にして、その無償移転者が移転する財産の大きさを測定して課税する遺産税型(estate tax type)と、無償取得者(transferee)を基準にして、取得する財産の大きさを測定して課税する遺産取得税型(inheritance tax type)に区分される。遺産税型は、財産の無償的移転(transfering)に焦点をあわせ、遺産取得税型では、財産の無償的取得(receiving)に焦点を合わせている。

韓国は,1950年3月22日,法律第114号により相続税法を制定し,従来から採用していた遺産税型をそのまま継承し,現在に至っている。すなわち,わが国は,遺産税型を採択し,被相続人が残した遺産総額に対して被相続人(無償移転者)を基準にして,相続税を課税している¹⁾。

しかし、このような遺産税型は、応能負担の原則に充実でないだけでは

^{*} ソウル市立大学税務大学院長

なく,富の集中分散に対して効率的ではないという点から批判が起きている。相続税および贈与税制は,相続もしくは贈与という富の無償移転に対して賦課する租税なので,応能負担の原則の実現と富の再分配機能の強化に徹底を期する必要がある。

また,遺産税型は,現行の相続制度および実態と符合しないとの批判を 受けてきた。現行の相続制度は,従来の大家族制度を背景にした家系単位 の財産保存原理から,個々の相続人の遺産を取得する権利へと変化してい る。

他方で、相続税および贈与税制をとりまく納税環境は、急激に変化している。特記すべきこととしては、世界的な相続税および贈与税制の緩和の動きがある。世界化および情報化の進展、国境を超えた居住地の移転と、企業の立地選択権の拡大、資本の国家間移動の自由化により、個人の経済活動の場所と生活の本拠地の移動が頻繁に生じ、財産の保有および運用形態が多様化している。このような世界化および情報化の進展は、必然的に、相続贈与税制を含む租税制度の世界化ないし国家間の租税制度の調和を要求している。世界各国は、自国内に企業・資本もしくは投資を誘致するために、競争に有利な租税条件を提供し、租税競争をしている。特に、近来の相続税および贈与税制の世界的な流れは、相続税および贈与税を廃止もしくは緩和する傾向にある²⁾。

このような遺産税型がもつ制度的問題点,現行の相続制度の変化,世界的な相続税の廃止もしくは緩和傾向に照らしてみる時,相続税の課税体系をはじめとする相続税制度の根本的な改革が必要だと思われる。

本論文では,相続税の課税体系に議論の範囲を限定し,遺産税型から遺産取得税型への転換の必要性と,その転換にともなう主な考慮事項に関して検討を加えようと思う。

. 遺産税型と遺産取得税型の比較

1. 遺産税型と遺産取得税型の特徴

1) 遺産税型

遺産税型は、被相続人(無償移転者)が残した遺産額に注目し、被相続人の遺産総額に累進税率を適用して課税する方式である。遺産税型は、財産の無償的移転に焦点を合わせ、無償移転者を基準にして課税する方式である。死亡者が残した遺産総額に対して、死亡者を基準にして課税する方法なので、死亡者の一生にわたって回避もしくは免除された所得税を精算するという性格が強い。すなわち、自然人が生存時に回避もしくは免除した所得税の後払いとして相続税を賦課するべきだという清算説もしくは租税回避精算説(back tax theory)にその理論的土台を置いた課税方法であるという。

相続税における遺産税型は、贈与者に対して贈与税を課税する方法、すなわち贈与者課税と調和する。すなわち、相続税の課税方法を遺産税型による場合には、贈与者に贈与税を課税する贈与者課税を採択するのが一般的である。相続税の遺産税型と、贈与税の贈与者課税は、すべての財産の無償移転者を基準にして、各々相続税と贈与税を課税するのである。

2) 遺産取得税型

遺産取得税型は、被相続人(無償移転者)が残した遺産総額に着目するのではなく、各相続人(無償取得者)の遺産取得額を課税対象とし、相続人を基準にして課税する方式である。遺産取得税型の相続税は、相続により取得した財産を、相続人の所得とみなして、その相続人に賦課する個人所得税の補完税³⁾としての性格が強い。すなわち、相続財産は、相続人が受けた特別な形態の所得として、非規則的・非反復的・偶発的な形態により発生するので、通常的な所得に含めて所得税として課税するのに適しないので相続税として課税するというものである。

相続税課税類型の転換に関する研究(金)

相続税における遺産取得税型は、受贈者に対して贈与税を課税する方法、すなわち受贈者課税と調和する。すなわち、相続税の課税方法を、遺産取得税型による場合には、受贈者に贈与税を課税する受贈者課税を採択するのが一般的である。

相続税の遺産取得税型と贈与税の受贈者課税は,すべての財産の無償取得者を基準にして,各々相続税と贈与税を課税するというものである。

2. 各国の相続税課税方法に関する立法例と各類型間の比較

遺産税型を採択している国家は,米国および英国等といった一部の国家 のみである。

遺産税型を守ってきた米国は,2010年には相続税(世代省略移転税を含む)を廃止する旨立法し,その存続を主張する人々も遺産取得税型に転換することを主張している。

これに対して、ドイツ、フランス、オーストリア、デンマーク、ベルギー、日本、ルクセンブルグ、スペイン、オランダ等をはじめとする大部分の国家は、遺産取得税型を採択している。ただし、日本は、基本的には遺産取得税型を採りながらも、法定相続分課税方法という変則的な形態を採っている。主要国の相続税課税制度を要約すれば 別表 1 のとおりである。

3. 相続税課税類型の選択基準

相続税課税類型を選択する際に考慮しなければならない一般的な選択基準としては,税収確保基準,応能負担基準,富の分散基準,税務行政基準等を挙げることができる⁵⁾。

以下では,遺産税型と遺産取得税型を,税収確保基準,応能負担基準, 富の分散基準,相続実態基準,税務行政基準という5種類の基準により区分し,その優劣関係に関して検討することにする。

1) 税収確保基準

立命館法学 2006年2号(306号)

別表 1 主要国家の相続税制度の概要

区分	米 国	英 国	ドイツ	フランス	日本
課税方法	遺産税型	遺産税型	遺産取得税型	遺産取得税型	遺産取得税型
納税義務者	遺言執行者 / 贈与者	遺言執行者 / 贈与者	相続人 / 受贈者	相続人 / 受贈者	相続人 / 受贈者
贈与税との関係	生涯にわたっ て贈与税を累 積し遺産と合 算して遺産税 を課税	相続開始日前 7年間の贈額の 累積課税 じて 関に応額 続税 (相 続) ⁴⁾	相続開始日前 10年間の贈与 財産の価額の 合算課税	相続開始日前 10年間の贈与 財産の価額の 合算課税	相続開始日前 3年間の贈与 財産の価額の 合算課税
相続控除	夫婦控除:移 転財産の全額 の非課税 統 合移転税額控 除:毎年引上 2009年3万ド ルに引上	相続税: 223000ポンド 配偶者間の財 産の移転は非 課税	1)配偶者: 563000ユーロ 2)子供:	相続税および 贈与税供者: 76000ユーロ, 2)子供: 46000ユーロ, 3)障害者の 相続人の追加 控除:46000 ユーロ	基礎控除:5 千万円+1千 万×相続人の 数,配偶者: 相続税額軽減
税率	相続税および 贈与税の統合 税率 最高税 率を毎年1% ずつ引上, 2007年以後 45%,2010年 に相続税廃止	税:20%)	親等区分によ り等級別に差 を設けた累進 税率 7 30% 第二類:12 40%,第三 類:17 50%	親等等級けた 学級は が会議である。 が会議である。 が会議である。 が会議である。 がのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでのでのでは、 でのででがでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 で	相続税:10% 50%の6段 階超過累進税 率

遺産税型は、被相続人の遺産総額に対して累進税率で課税するので、同じ税率構造のもとでは、遺産取得税型より税収生産能力(revenue-producing ability)が高い。したがって、遺産取得税型に転換する場合には、税収の減少を憂慮する見解がなくはない。

しかし,遺産取得税型に転換するからといって,必ずしも税収が減るわけではない。現行の相続控除の大きさや,税率の大きさを変動させず,そのまま維持・存続させなければならない理由がないからである。すなわち,遺産取得税型に転換することによって予想される税収減少額を,相続控除の調整や税率の調整により保全することができる。遺産取得税型に転換する際に,税収の減少は考慮の対象から除外しても問題にならないということになる。

2) 応能負担基準

遺産税型は、各相続人ごとの遺産額の大きさや、個人的事情の差に関係なく、同じ限界税率により課税を行うので、相続人の担税力に合った公平な課税が難しい。さらに、特定相続人の人的事情を反映する人的控除(例:配偶者控除)が、その相続人の相続税負担を軽減させるというよりは、相続持分が大きい他の相続人の相続税の負担を軽減するのに寄与することにより、応能負担の原則に合わない結果を招いている。

これに対して,遺産取得税型は,相続人の取得財産を基準にして人的担税力に応じた課税を行うことができるので,公平な税負担を課することができる。すなわち,各相続人が取得した相続財産を基準にして,その相続人の人的事情を反映した人的控除を差し引き,相続税課税標準を算定し,これに税率を乗じて相続税額を算定するので,遺産税型より応能負担の原則に適している。

3) 富の分散基準

遺産税型は、相続人の数、遺産の分割の有無もしくは分割の形態に関係なく、相続税の負担が同じなので、富の集中抑制や相続人への遺産の分割 促進効果が弱い。 しかし,遺産取得税型の下では,相続税の負担を軽減するために,遺産を様々な人に分散し分割することを誘導するので,富の集中を抑制し,富の分散効果が大きく現れる。

4) 相続の実態基準

最近の夫婦間の離婚の急激な増加と再婚の増加,個人主義意識の広がりに照らしてみる時,遺産取得税型が現行の相続制度および相続実態により適合した課税方法といえる。特に,今日の相続は,"争続"と呼ばれるほどまでに相続人間の利害が対立し,相続人らが,自らの財産相続権の行使を徹底するため,遺産取得税型が,現実の相続実態に符合するという。

5) 税務行政基準

遺産税型は、被相続人を基準にして遺産の総額に対して課税するので、 課税制度が比較的単純だという利点がある。特に、遺産分割の有無もしく はその形態に関係なく、相続税の大きさが同じなので、遺産分割を仮装す る必要がないので、税務行政の負担を減らせる。反面、遺産税型は、遺産 総額に累進税率を適用して税額を算定するので、特定の相続人1人が取得 した遺産の一部が脱漏した場合も、累進税率の適用効果にともなう増加税 額と加算税により、すべての相続人に追加的な告知税額が発生するため、 税務行政がわずらわしくなり、遺産を脱漏しなかった相続人の反発を招く。

しかし,遺産取得税型は,遺産の分割を仮装したり事実と異なった遺産 分割の申告を行う恐れがあるので,調査・確認にともなう業務量の増加を もたらす。

. 相続税課税類型の転換の必要性

1. 国際的課税基準との調和の必要性

わが国は,日帝統治時の朝鮮相続税令で採択していた遺産税型を,そのまま継承して今日に至っている。すなわち1950年3月22日,法律第114号により制定した相続税法は,朝鮮相続税令での遺産税型をそのまま継承し,

現在まで遺産税型をそのまま維持してきたのが実情である。これとは異なり,わが国での遺産税型の導入の契機を提供した日本は,1950年に,従来の遺産税型相続税から遺産取得税型相続税に転換し,現在に至っている⁶⁾。

遺産税型は、米国および英国等といった英米法系国家のうち一部国家だけが採択しているのみである。遺産税型を守ってきた米国は、2010年には相続税を廃止する旨立法し、その存続を主張する人々も遺産取得税型に転換することを主張しているのが実情である。

また,最近の相続税および贈与税制の世界的な流れは,相続税および贈与税を廃止もしくは緩和する傾向にある。カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・ジブラルタル・イタリア・ポルトガル・スロバキアおよびスウェーデンがその例である。

わが国の相続税および贈与税制も,このような国際的な相続税および贈与税制の変化の推移に歩調をそろえ,国際的課税基準といえる遺産取得税型に転換する必要がある。

2. 相続制度の変化にともなう改編の必要性

相続制度は,従来の大家族制度を背景にした家系単位の財産保存原理から,個々の相続人の遺産を取得する権利へと変化している。特に最近では,個人主義的風潮の広まりにより,親族間のきずながうすくなり,相続人の財産相続権も,一般的な財産権の行使と異なることなく徹底して行使される傾向にあるので,共同相続人間の財産相続を巡る争いが増加している。また,最近の離婚率の急増現象と再婚者の増加傾向は,血縁関係がない共同相続人を大量に生み出しており,このような現象をより一層加速させている。

このような相続制度および相続実態に照らしてみる時,従来の血族中心 主義,大家族制度中心主義の相続制度に土台を置く遺産税型は,現行の相 続制度および相続の実情に合わないといえる。

特に,現行の相続税および贈与税法には,相続人に相続税の連帯納税義

務を課しているが,これにより,他の相続人が負担しなければならない相 続税まで負担しなければならない場合がある。このような相続税の連帯納 税義務制度は,遺産税型に基づくものであり⁷⁾,相続人間の関係が親密も しくは緊密でない場合⁸⁾,紛争の原因となっている。

現行の相続制度および相続実態に照らしてみる時,遺産取得税型への転換が切実だといえよう。

3. 現行遺産税型の問題点と課税類型の転換の必要性

現行の遺産税型は、被相続人の遺産総額に対して累進税率により課税するので、遺産取得税型よりも税収生産能力(revenue-producing ability)が高く、相続税の負担を軽減もしくは回避するために相続財産の分割を仮装する恐れが少なく、それにより税務行政の執行が容易だという利点がある。

しかし,わが国の遺産税型は,制度上多くの問題点を抱えているので,相続税の課税体系を遺産取得税型に転換するべきであるという主張が絶えず提起されている⁹⁾。

遺産税型の問題点と遺産取得税型への転換必要性としては,次のような 点を挙げることができる。

第一に,各相続人ごとの遺産取得の大きさや個人的事情の差に関係なく,同じ限界税率により課税を行うので,相続人の担税力に沿った公平な課税が難しい。相続財産を不均等に分割することにより,共同相続人間に相続財産の取得額の差異が大きい場合にも,相続財産価額が少ない相続人や相続財産価額が多い相続人でも適用される限界税率が同じになる。共同相続人ごとに相続財産価額の大きさが異なる場合には,共同相続人ごとに適用する相続税の限界税率の大きさもまた変わらなければならないというのは,応能負担の原則上当然だといえよう。

次に,特定相続人の人的事情が反映された人的控除が,その相続人の相 続税負担を軽減させるというよりは,相続持分が大きい他の相続人の相続 税負担を軽減するのに寄与する場合が多い。被相続人の配偶者が、相続を放棄し遺産を取得しなかったにもかかわらず、他の共同相続人の相続税を 算定する際に、配偶者に対する人的控除(5億ウォンの配偶者控除と障害 者控除)の適用を受けるようにしている事例は、その一例である。

また,未成年である場合や障害者である場合にも,その未成年もしくは 障害者により適用を受ける人的控除が,その者の相続税の負担を軽減させ るというよりは,相続持分が多い他の相続人の相続税負担を軽減するのに 寄与する場合が少なくない。遺産取得税型を採る場合には,このような問 題点は自動的に解消される。したがって,応能負担の原則に照らしてみる と,遺産取得税型に転換することが望ましいといえよう。

第二に、相続人の多寡¹⁰⁾ や遺産分割の有無もしくは分割の形態に関係なく、相続税の負担が同じなので、富の集中抑制や相続人ごとの遺産の分割促進効果が弱い。これに対して、遺産取得税型の下では、遺産取得者の数が多ければ多いほど遺産の分割が行われ、その分割の均等程度が大きければ大きいほど、相続税の総額の負担は減ることになる。したがって、遺産取得税型の下では、相続税の負担を軽減するために、遺産を様々な人に分散し、分割するよう誘導する機能を遂行することになる。富の集中抑制という相続税の機能の達成という観点から見る時は、遺産取得税型がより望ましいといえよう。

第三に,現行相続税の遺産税型は,贈与税の受贈者課税の体系と合わない。

遺産税型は,被相続人の生涯所得の清算という考え方に基づいているので,その補完である贈与税もまた,贈与者課税を採用するのが一貫性があり,法理上からも妥当である。また,遺産取得税型を選択する場合の相続税は,遺産の取得という担税力の一時的・偶発的増加の部分に対する課税という性格を持っているので,贈与税もまた受贈者課税を採るのが法理的に妥当である。

しかし、わが国は、相続税は遺産税型を採択しながら、贈与税は受贈者

課税を採択する奇異な現象を見せている。したがって,相続税の課税類型 を遺産取得税型に転換し,贈与税の受贈者課税体系と調和させる必要があ るといえる。

第四に,被相続人が残した遺産総額の無償移転を課税物件とし,その遺産総額に対して累進税率を適用して課税するので,特定相続人1人が取得した遺産の一部が脱漏し,課税標準と税額を更正したとしても,累進税率の適用効果にともなう増加税額と加算税により,すべての相続人に追加税額が発生するという問題点が指摘される。

これにより、行政がわずらわしくなり、遺産を脱漏しない相続人の反発を和らげるのが困難であるという難点がある。特に、相続人が継母と子である場合、同じ子ではあるが、異母兄弟間である場合のように相続人間の関係が緊密でない場合は、これにより、しばしば争いが起きている。たとえば、特定相続人1人(継母もしくはその子、異母兄弟である者)が、相続したり、生前に被相続人から贈与してもらった財産により、相続税の申告もしくは決定の際に、脱漏した財産がその後発見され、相続税を更正される場合は、その取得者である相続人以外の他の相続人にも累進税率の差に起因した税額と過少申告および納付による加算税が追加告知されるので、不平もしくは争いの原因になっている。このような問題点は、遺産取得税型に転換することによって解決できる。

第五に、遺産税型の下では、遺産取得額が同じでも、遺産総額の大きさ、配偶者の有無と相続控除額の大きさ等により相続税額の大きさが変わるので、課税の公平が侵害される。たとえば、遺産総額50億ウォン中、遺産分割により1億ウォンを取得した相続人A、遺産総額2億ウォン中、法定持分(50%)に該当する1億ウォンを取得した相続人B、他の相続人の相続放棄により遺産総額1億ウォン全額を取得した相続人Cを比較してみれば、3人とも相続により、各1億ウォンずつを取得しているが、その相続税の負担は、著しく異なる¹¹⁾。相続税負担の差を、合理的に説明することは難しいといえよう。このような問題点は、遺産取得税型の下では発生しない。

. 遺産取得税型への転換方案

1. 遺産取得税型への転換

相続税の課税方法を,現行の遺産税型から遺産取得税型に転換することが望ましい。すなわち,相続人が取得する遺産を課税物件とし,遺産の取得者である相続人を納税義務者とし,課税することが望ましい。遺産取得税型に転換する場合には,前で述べた遺産取得税型の長所で説明したような効果を挙げることができる。また,遺産税型で提起されている問題点を,相当部分是正できる。これに関しては,すでに説明したとおりである。

2.遺産税体系への転換にともなう関連規定の補完

遺産取得税型への転換により付随して提起されうる問題点としては,次のような点を指摘できるが,これに対する補完措置を用意する必要がある。

第一に,遺産税型は,被相続人の遺産総額に対して累進税率により課税 するので,同じ税率構造の下では,遺産取得税型より税収生産能力が高い。

第二に,相続により,遺産が各相続人に分割されるのを前提としているが,遺産分割が遅滞する場合には適用上の困難さがある。また,税務執行上,遺産の分割事実の確認が難しい点も指摘できる。

第三に,遺産取得税型が,遺産分割の有無もしくはその形態により相続税の負担の大きさに違いが生ずるので,遺産の分割を仮装したり事実と異なった遺産分割の申告を行う恐れがある。

第四に,税務行政上の負担の増加を招く。共同相続人が,遺産の分割を 仮装したり,事実と異なった遺産分割の申告を行う恐れがあるので,この 確認および調査のための税務行政上の負担が加重される。また,共同相続 の場合には,各共同相続人ごとに相続税の申告を行うので,この調査・確認にともなう業務量の増加も予想される。

1) 税収の減少

遺産税型は、被相続人の遺産総額に対して累進税率で課税するので、同じ税率構造のもとでは、遺産取得税型より税収生産能力が大きい。したがって、遺産取得税型に転換する場合には、税収の減少を憂慮する見解がなくはない。しかし、遺産取得税型に転換するからといって、必ずしも税収が減るわけではない。現行の相続控除の大きさや税率の大きさを変動させず、そのまま維持・存続させなければならない理由がないからである。

すなわち,遺産取得税型に転換することによって予想される税収減少額を,相続控除の調整や税率の調整により保全できる。そうすると,遺産取得税型への転換による税収の減少は,考慮の対象から除外しても問題にならないといえよう。

2) 遺産分割の遅滞

共同相続人は、いつでも協議により相続財産を分割できる。相続財産の協議分割の期限に関しては、制限がない¹²⁾。ただし、被相続人は、遺言により相続財産の分割方法を定めたり、これを定めることを第三者に委託することができ、相続開始日から5年を超えない期間内の分割を禁止できる¹³⁾。共同相続人間に分割協議が成立しない時は、家庭裁判所の調整や審判により分割する。

相続財産の分割は相続が開始された時に遡及して,その効力が発生する¹⁴⁾。したがって,相続財産の分割により,各共同相続人に帰属する財産は,かりに法定相続分を超えても,相続開始日に遡及して,相続人が被相続人から直接継承したものと見なさなければならない¹⁵⁾。

次に,現行の相続税および贈与税法において,相続税の納税義務がある相続人もしくは受遺者は,相続開始日から6月以内に相続税の課税価額および課税標準を納税地管轄税務署長に申告することが,規定されている¹⁶⁾。ところが,このような相続税課税標準申告期限までに,相続財産の分割が行われない場合の各相続人ごとの相続税課税標準の申告が問題となる。相続人ごとに申告する相続財産の価額が特定されないからである。

相続税の課税標準申告期限までに相続財産の分割が行われない場合には、

共同相続人が法定持分どおりに相続したとみなし,各相続人をして各自の 法定持分に相当する相続財産に係る相続税額を算定し,申告・納付する方 法を検討できる。その後,相続財産の分割が行われれば,修正申告や決定 もしくは更正の請求を通じて,過少申告・納付した税額を追加により申 告・納付し,過大に申告・納付した税額の払戻しを受けるようにする。

相続財産の分割が,各相続人の法定持分どおりに行われた場合を除く他, 共同相続人が法定持分により申告・納付した相続税の合計額は,相続財産 の分割が行われた場合に共同相続人が修正申告し納付しなければならない 相続税の合計額よりも少なくなる場合が一般的であるといえる。しかし, 相続財産の分割が,共同相続人の法定持分どおりに行われた場合は,追加 的な相続税の修正申告もしくは更正の請求を経ることなく,相続税の申 告・納付により相続税の納税義務が確定する。

上で検討したとおり、相続税の課税標準申告期限後に、相続財産の分割が行われる場合は、相続財産の分割の形態により相続税を追加負担しなければならない共同相続人と、すでに申告・納付した相続税の払戻しを受けなければならない共同相続人が共に存在することになる。この場合、過大申告・納付した共同相続人に対しては、過大納付した相続税を払い戻しすることになるが、不足税額が発生した共同相続人¹⁷⁾が、相続財産の分割時に納税資力を喪失した場合は、その共同相続人に対する相続税は徴収できない場合が生じうる¹⁸⁾。したがって、追加的な相続税の負担を負う共同相続人に対する相続税の徴収を確保する必要がある。

これについては,相続税課税標準申告期限後に行われた相続財産の分割により追加徴収する相続税に限定して,共同相続人間に第2次納税義務を課す方法が考えられる。

3) 仮装相続財産の分割

遺産取得税型は、相続財産の分割の有無もしくはその形態により相続税の負担の大きさが変わるので、相続財産の分割を仮装したり事実と異なった相続財産の分割申告を行う可能性があるので、これによる課税公平の侵

害が憂慮される。

しかし,仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割申告は,不動産実名制,金融実名制と現金取引報告制度,相続税および贈与税法上の金融財産一括照会制度,電算システムの画期的開発と相続税および贈与税法上の人別財産課税資料の収集・管理制度,名義信託財産のみなし贈与規定の下では容易でないといえよう¹⁹。

また,最近の相続実態の変化の趨勢から照らしてみる時,仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割申告の可能性は,それほど高くないといえよう。仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割申告は,主に血統中心主義,大家族制度中心主義,家系保存主義といった相続制度の下で行われるといえよう。特に,近頃の親族間のきずなないし結束力の低下,相続権を徹底して行使する傾向,離婚および再婚の増加と血縁関係がない共同相続人が増えていること等に照らしてみる時,仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割申告は,きわめて一部の現象であると予想される²⁰。

2003年度相続税の課税者(被相続人基準)比率が,全被相続人227,209人のうち0.75%に過ぎない1,720人²¹⁾である点を考慮すれば,高額財産者に対する相続時に,仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割有無を集中的に調査・確認すれば,仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割は防げるといえよう。

現行法上,仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割申告を防ぐ法的措置としては,次のようなものを挙げることができる。

第一に,現行の不動産実権利者名義登記に関する法律(以下"不動産実名法"という)は,不動産の名義信託を禁止し,名義信託約定や名義信託約定により行われた登記による不動産に関する物権変動は無効としている²²⁾。

また,名義信託者に対しては,当該不動産価額に一定率(10 30%)に 相当する課徴金を賦課する。課徴金を賦課された名義信託者が,当該不動 産に関する物権を自分の名義で登記しない場合は,課徴金賦課日から1年が経過した時点で,不動産評価額の10%に該当する金額,さらに1年が経過した時点で,不動産評価額の20%に該当する金額を,それぞれ履行強制金として賦課する。

次に,名義信託者は,5年以下の懲役もしくは2億ウォン以下の罰金に 処せられる。

また,名義受託者およびその者を教唆して当該規定に違反させた者は,3年以下の懲役もしくは1億ウォン以下の罰金に処せられる²³⁾。したがって,現行の不動産実名法上,不動産の名義信託による仮装相続財産の分割は,事実上難しいといえよう。

第二に,金融機関が金融取引をしようとする時は,取引者の実名によらねばならず,これに違反した金融機関の役員もしくは職員に対して500万ウォン以下の過怠金に処するとしている²⁴⁾。過怠金の賦課原因となる金融実名取引義務違反には,無記名・仮名による金融取引はもちろん,取引者自身ではない他人の実名による金融取引(借名取引)をした場合も含まれるという。

ところで、金融実名制が実施された後も、出損者が他人名義で預金したとしても、その私法的効力までもが無効になるのではない。すなわち、預金者は、原則的に実名確認を経た預金名義者であるが、特別な事情がある場合は、例外的に出損者とみなさなければならないという見解が多数説である²⁵⁾。

第三に、国税庁長官(地方国税庁長官を含む)は、相続税もしくは贈与税を決定・更正するために調査する場合は、金融機関の長に、職業・年令・財産状態・所得申告状況等から見て、相続税もしくは贈与税の脱漏の嫌疑があると認められる場合や、個人ごとの財産課税資料の収集・管理対象者である相続人・被相続人もしくは贈与者・受贈者の金融財産に関する課税資料を一括して照会することができるとしている。このような金融財産に対する照会を受けた金融機関の長は、その照会を受けた課税資料を、

遅滞なく国税庁長官に提出しなければならない²⁶⁾。

第四に,国税庁長官は,財産規模・所得水準等を考慮して,大統領令が定める者に対して,相続税もしくは贈与税の賦課・徴収業務を効率的に遂行するために,税法に定める納税者等が提出する課税資料や,課税もしくは徴収目的により収集した不動産・金融財産等の財産資料を,その目的に使用できるように人別に毎年電算組織により管理するとしている²⁷⁾。

第五に、株式等といった権利の移転やその行使に名義書換え等を要する財産について、実際の所有者と名義者が異なる場合、すなわち、株式等の借名取引に対しては、贈与とみなされて贈与税が課税される。すなわち、権利の移転やその行使に登記等を要する財産(土地と建物は除く)について、実際の所有者と名義者が異なる場合は、その名義者の名前に登記等をした日(その財産が名義書換えを要する財産である場合は、所有権取得日が属する年度の次の年度末日の翌日をいう)に、その財産の価額を、名義者が実際の所有者から贈与されたとみなされる²⁸⁾。

4) 税務行政トの負担の増加

遺産取得税型は,共同相続人間に相続財産の分割を仮装したり事実と異なった相続財産の分割申告を行う恐れが少なくなく,このような相続財産の分割仮装もしくは事実と異なった財産の分割の確認にともなう税務行政上の負担が増加する素地があるという憂慮がなくはない。また,相続財産の分割遅滞にともなう修正申告・更正の請求等にともなう業務量の増加を指摘する見解がある。

しかし,すでに指摘した通り,仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割申告は,不動産実名制,金融実名制,相続税および贈与税法上の金融財産一括照会制度と個人別財産課税資料の収集・管理制度,名義信託財産の贈与みなし規定に照らしてみる時,容易ではない。さらに,近頃の相続実態の変化傾向から照らしてみる時,仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割申告の可能性は,それほど高くないといえよう。たとえ,仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割申告を行う

としても,全相続件数227,209件(2003年基準)中相続税の課税件数比率が0.75%に過ぎない1,720人である点を考慮すれば,少数の高額財産者に対して仮装相続財産の分割や事実と異なった相続財産の分割有無を集中的に調査・確認しても,これに投入される行政力はそれほど大きくないといえよう²⁹。

次に、相続財産の分割遅滞にともなう修正申告・更正の請求等にともなう業務量の増加を指摘する見解がある。しかし、相続税の課税標準申告期限までに相続財産の分割が行われない場合は、共同相続人の法定持分通りに相続したとみなし、各相続人をして各自の法定持分に相当する相続財産に対する相続税額を算定し、申告させ、その後、相続財産の分割があれば、修正申告や決定もしくは更正の請求を通じて、不足税額を追加により申告・納付し、過大な税額の払戻し受けるようにすれば、税務行政上の費用はそれほど大きくないといえよう。

. 結 論

相続税の課税類型は、大きく遺産税型と遺産取得税型に区分される。わが国は、従来から採択していた遺産税型を現在まで守っている。しかし、このような遺産税型は応能負担の原則に充実でないばかりか、富の集中分散に効率的でないという点から批判が提起されている。また、遺産税型は、現行の相続制度および実態と符合しないという問題点も抱えている。

したがって、相続税の課税類型を、現行の遺産税型から遺産取得税型に 転換することを提案する。ただし、遺産取得税型への転換により伴って提 起される問題点に対する補完措置を用意する必要がある。相続税の課税類 型を、現行の遺産税型から遺産取得税型に転換するにともなう問題点とし ては、税収の減少、相続財産の分割の遅滞にともなう税務行政上の問題点、 相続財産の仮装分割、税務行政の複雑性等を指摘できる。これと関連して、 特に相続財産の分割の遅滞にともなう税務行政上の問題点が問題になる。 相続税の課税標準申告期限までに相続財産の分割が行われない場合は, 共同相続人の法定持分どおりに相続したものとみなし,各相続人をして各 自の法定持分に相当する相続財産に係る相続税額を算定し,申告・納付す る方法を検討できる。その後,相続財産の分割があれば,修正申告や決定 もしくは更正の請求を通じて,過少申告・納付した税額を追加により申 告・納付し,過大に申告・納付した税額の払戻しを受けるようにする。こ の場合,相続税課税標準申告期限後に行われた相続財産の分割により追加 徴収する相続税に限定し,共同相続人間に第2次納税義務を課す方法が検 討されねばならない。

- 1) 大法院 1981.9.22 宣告,80⁺596 判決:大法院 1983.6.28 宣告,82⁺2421 判決:大法院 1984.3.27 宣告,83⁺710 判決。
- 2) 米国は,2001年制定・公布した経済成長および減税法(Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001)で,2002年から2009年まで相続税および贈与税の免税 点の引き上げと税率の引き下げを通じて,その負担を緩和し,2010年には相続税を廃止す るとしている。

カナダは、相続税と贈与税を廃止する代りに、相続もしくは贈与時点で資本利得税を課税している。オーストラリアも、相続税と贈与税を廃止する代りに、相続人もしくは受贈者が、その相続財産もしくは受贈財産を処分する時に、被相続人もしくは贈与者の取得価額を引き継ぎ、キャピタルゲインを算定するとしている。ニュージーランドは、1992年から相続税を廃止した。この他にも、1997年のジブラルタル(Gibraltar)の遺産税廃止、2002年イタリアの相続税および贈与税廃止、2004年のポルトガルおよびスロバキアの相続税廃止に続き、2005年からスウェーデンも相続税および贈与税を廃止した。

- 3) J Kurtz & S. S. Surrey, "Reform of Death and Gift Taxes: The 1969 Treasury Proposal, the Criticism and Rebutal", Columbia L. Rev., Vol. 70, 1970, p. 1367: Shultz, William J., The Taxation of Inheritance, Houghton Mifflin, 1926, p. 189: 金子宏『第10版租稅法』弘文堂 2005年454頁。
- 4) 死亡日前7年以内に行った生前贈与については,死亡時の遺産に合算して相続税を課税する。この場合は,贈与日と死亡日の間の期間の長短により低減的に税額が算定される。 一般税率に対する低減控除(tapering relief)の適用率は,3年未満100%,3年以上4年未満80%,4年以上5年未満60%,5年以上6年未満40%,6年以上7年未満20%である。
- 5) 崔明根教授は,応能負担基準,富の分散基準,家族共同体の物的基礎保護基準,税収と 税務行政基準を挙げている。特に,家族共同体の物的基礎保護基準から見る時は,遺産取 得税型が,より望ましいと評価している(崔明根『相続課税類型転換および合理化に関す る研究』韓国経済研究院2002年211頁)。
- 6) 遺産取得税型への転換の論拠は,遺産取得税型が,遺産税よりも担税力に適合した課税

相続税課税類型の転換に関する研究(金)

であるということと、富の集中排除の要請により適合しているという点が挙げられている (金子宏,前掲書,452頁)。

- 7) 白坂博行,「相続税法における連帯納税義務」『争点相続税法』勁草書房1995年364頁。
- 8) 継母と子との関係がこれに当てはまるといえる。
- 9) 崔明根,前掲書,201頁:韓相国・裵埈皓・李光宰『相続贈与税制の合理化方案』韓国 和税研究院1996年206頁。
- 10) 相続人である子どもの数にともなう子ども控除額の大きさを無視する場合である。
- 11) 三木義一他『日韓国際相続と税』日本加除出版2005年84頁。
- 12) たとえば,相続開始日後15年が過ぎた後で,相続財産を分割しても適法・有効である (朴東渉『親族相続法』博英社2004年556頁)。
- 13) 民法第1012条
- 14) 民法第1015条本文
- 15) 大法院 1985.10.8 宣告 85 十70 判決

判決要旨 分割により,共同相続人相互間に相続財産に関して,民法第1013条の規定による協議分割が行われることにより,共同相続人のうちの1人が,固有の相続分を超える財産を取得することとなったとしても,これは,相続開始時に被相続人から継承したものと見なさなければならず,他の共同相続人から贈与したものと見なすのではない。

- 16) 相続税および贈与税法第67条第1項
- 17) 法定相続持分を超えて相続した相続人が,これに該当する。
- 18) 遺産取得税型を取りながも,共同相続人の連帯納税義務を廃止した時を想定した。
- 19) 2003年基準での財産種類別相続財産価額の構成比率をみれば、不動産62.22%、金融資産28.7%で、全体相続財産価額の90.9%を占めている。それ以外のその他相続財産9.1%のうちでも、登記もしくは登録を必要とする自動車・船舶・重機等を除くその他の相続財産の大きさはきわめてわずかなものといえよう。
- 20) 1950年に遺産税型から遺産取得税型に転換した日本にも,偽装遺産分割による相続税の 回避が問題にされたことがある。日本での偽装遺産分割に利用された主な手段は,養子を 受け入れて,高い累進税率の適用を回避することであった。
- 21) 国税庁『国税統計年報』2004年135頁
- 22) 不動産実名法第4条第1項
- 23) 不動産実名法第7条
- 24) 金融実名取引および秘密保障に関する法律第7条第1項
- 25) 金ユジン「金融実名制下での預金者の認定」『民事判例研究22巻』博英社2000年234頁: 李チュンサン「金融実名制施行以後の預金者の出損者(支配者)と名義者が異なる場合, 誰を預金者とみるのか」『大法院判例解説第30号』法院図書館1998年143頁: 尹眞秀「金融 実名制実施後に預金の出損者を預金者と見なした事例」『商事判例研究第4巻』博英社 2000年106頁: 宋徳洙「金融実名制下における預金契約の当事者ないし預金債権者の決定」『梨花女子大法学論集2巻2号』1998年112頁。
- 26) 相続税および贈与税法第83条

立命館法学 2006年2号(306号)

- 27) 相続税および贈与税法第85条
- 28) 相続税および贈与税法第45条の2
- 29) 年度別相続税の課税件数の推移を見れば,1999年2,020人,2000年1,389人,2001年1,982人,2002年1,661人,2003年1,720人に過ぎない(国税庁『国税統計年報』2004年132頁)。